

## ◆サービスの種類及び内容 手数料の額◆

### ◇求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス

【成功報酬】

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の200%を超えない額

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の200%を超えない額

手数料負担者については、求人者とします。

### ◇求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【成功報酬】

当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の200%を超えない額

手数料負担者については、求人者とします。

### ◇特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス

【着手金】

想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の200%を超えない額

【調査・探索活動費】

1日1,000,000円を超えない額

【成功報酬】

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の200%を超えない額

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の200%を超えない額

手数料負担者については、求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

## ◆返戻金制度◆

当社より紹介し採用された求職者（以下単に「求職者」とします）に係る雇用契約が短期間で終了した場合

（求職者の自己都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

・入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%

・入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の25%

なお、払戻しの条件については、求人者と締結する紹介手数料に係る契約書において定め、個別の契約により異なる定めをする場合があります。